第明三治二十五種郵便物認可
平成26年8月20日　水曜日　官報　（号外第186号）
1

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二四
会社その他
会社決算公告　三七

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第７１５８号
東京都新宿区若葉１丁目20―202
債務者　新保　裕之
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　充俊
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１５９号
東京都新宿区若葉１丁目20―202
債務者　新保　由美
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　充俊
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２６９号
東京都立川市上砂町１丁目13―１　都営上砂町１丁目アパート22棟207号
債務者　神永　　洋
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　悠介
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２８３号
東京都板橋区高島平２丁目27―１―605
債務者　田口　治平
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　品川　政幸
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２９６号
東京都渋谷区本町１丁目５―７　本町マンション２Ｅ
債務者　大竹　　操
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大胡　　誠
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３６４号
埼玉県さいたま市桜区栄和３丁目25―32―603
債務者　田中　伸幸
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椙村　寛道
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３７２号
東京都中野区沼袋２丁目１―８―101
債務者　久保田正孝
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高江　　満
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３７３号
東京都中野区沼袋２丁目１―８―101
債務者　久保田治子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高江　　満
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３８０号
東京都武蔵村山市残堀２丁目12―７
債務者　三春　祥子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　　桂
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４００号
東京都武蔵村山市大南２丁目160―５―203
債務者　五十嵐幸雄
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　敬介
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
東京地方裁判所民事第20部